

## 資料 4

平成 26 年 3 月 10 日  
福 祉 部  
光が丘総合福祉事務所

### 地域包括支援センター（高齢者相談センター）の運営体制の見直しについて

地域包括支援センター（以下「センター」という。）については、新たな課題に的確に対応していくため、知識・能力を備えた有資格者を安定的に確保し、専門性をより発揮できる体制を構築することが必要である。

また、地域の社会資源である社会福祉法人等についても、センターの運営を通じて実績を積み重ねその対応力の向上が図られており、今後、行政とともに地域包括ケアシステムの推進役を十分担い得る資質を有している。

そこで、第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27～29 年度）の開始とあわせて、下記のとおりセンターの運営体制について見直しを行う。

### 記

#### 1 センターの主な業務

##### (1) 現行の業務

###### 総合相談支援業務

高齢者およびその家族等からの介護・福祉・医療・生活などあらゆる相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う業務。

###### 権利擁護業務

高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、生活の維持を図る業務。

###### 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者および二次予防事業対象者に、自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、介護予防サービスや介護予防事業の利用を通じてマネジメントを行う業務。

###### 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築する業務。

## (2) 新たな業務（予定）

### 在宅医療・介護連携の推進

医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する業務。

### 認知症施策の推進

保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う業務。

### 地域ケア会議の推進

適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議の開催に係る業務。

### 生活支援・介護予防の推進

日常生活の支援および介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する業務。

## 2 見直しの必要性

### (1) センターの機能強化について

- ・ 現行の業務に加えて、新たな業務がセンターの役割に追加される予定である。
- ・ 新たな業務の実施にあたってその効果を発揮するためには、専門的な知識・能力を活用し、高度化する区民ニーズへの対応力を高める必要がある。
- ・ 権利擁護や虐待対応に係る事案の増加に伴い、迅速かつ的確な行政権限の行使とその執行体制の確保が必要である。

### (2) 安定的な有資格者の確保について

- ・ 法定配置職種である、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師のみならず、専門性を発揮できる人材を確保するためには、社会福祉法人等の協力を得て、その組織・人材をセンター運営に活用することなど、柔軟な対応が必要である。
- ・ 区正規職員による有資格者の確保・配置については、人事制度上からも継続的な対応が困難である。

## 3 見直しの内容

### (1) 運営体制について

現在、直営により運営している高齢者相談センター本所 4 か所のうち、3 か所を委託による運営とし、1 か所を直営の基幹型センターと位置付け、基幹型センターは他の本所・支所を含めたセンター全体の総括的機能を担う。

【新旧体制（別紙1イメージ図：参照）】

現行体制	見直し後の体制（27.4.1～）
<p>【直営】</p> <p>練馬高齢者相談センター 光が丘高齢者相談センター 石神井高齢者相談センター 大泉高齢者相談センター</p> <p>【委託】</p> <p>高齢者相談センター支所 （25か所）</p> <p>H26.10 1か所新規開設</p>	<p>【直営】</p> <p>練馬高齢者相談センター（基幹型） （委託に移行） （委託に移行） （委託に移行）</p> <p>【委託】</p> <p>光が丘高齢者相談センター 石神井高齢者相談センター 大泉高齢者相談センター</p> <p>高齢者相談センター支所 （25か所）</p>

(2) 組織および役割について

基幹型高齢者相談センター本所

練馬総合福祉事務所圏域の支所を統括し、困難事例の対応など支所の後方支援および指導・調整を行う現行の本所業務に加えて、センターの機能強化に向けた新たな業務を行う。あわせて、センター（本所・支所）全体の運営にかかる総合的な指導・調整および委託管理を行う。

委託型高齢者相談センター本所

光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所圏域の支所を統括し、困難事例の対応など支所の後方支援および指導・調整を行う現行の本所業務（行政専管事項を除く）に加えて、センターの機能強化に向けた新たな業務を行う。

高齢者相談センター支所

地域の身近な窓口として、高齢者およびご家族等の総合相談支援、介護支援専門員への支援、地域ネットワークの構築、介護予防事業、各種手続きの申請受付などを行う。

（仮）高齢者支援係

委託型高齢者相談センター本所と緊密な連携を図り、権利擁護にかかる成年後見区長申立や虐待対応にかかる措置など、行政専管事項により行う支援業務に対応する。

(3) 見直し時期について

平成 27 年 4 月 1 日

4 区の役割について

- ・センターの運営体制の見直しにあたっては、従来の直営によるセンター運営の利点を堅持できるよう、相談支援にかかる経験や技能を継承するとともに、受託事業者と密接に連携を図り、行政権限を迅速かつ的確に行使できる体制を構築する。
- ・区は、社会福祉法人や介護サービス事業者等とそれぞれの役割を分担し、地域包括ケアシステム推進に向けての総合調整ならびに高齢者の権利擁護・虐待対応や孤立高齢者対策に重点的に取り組むこととする。

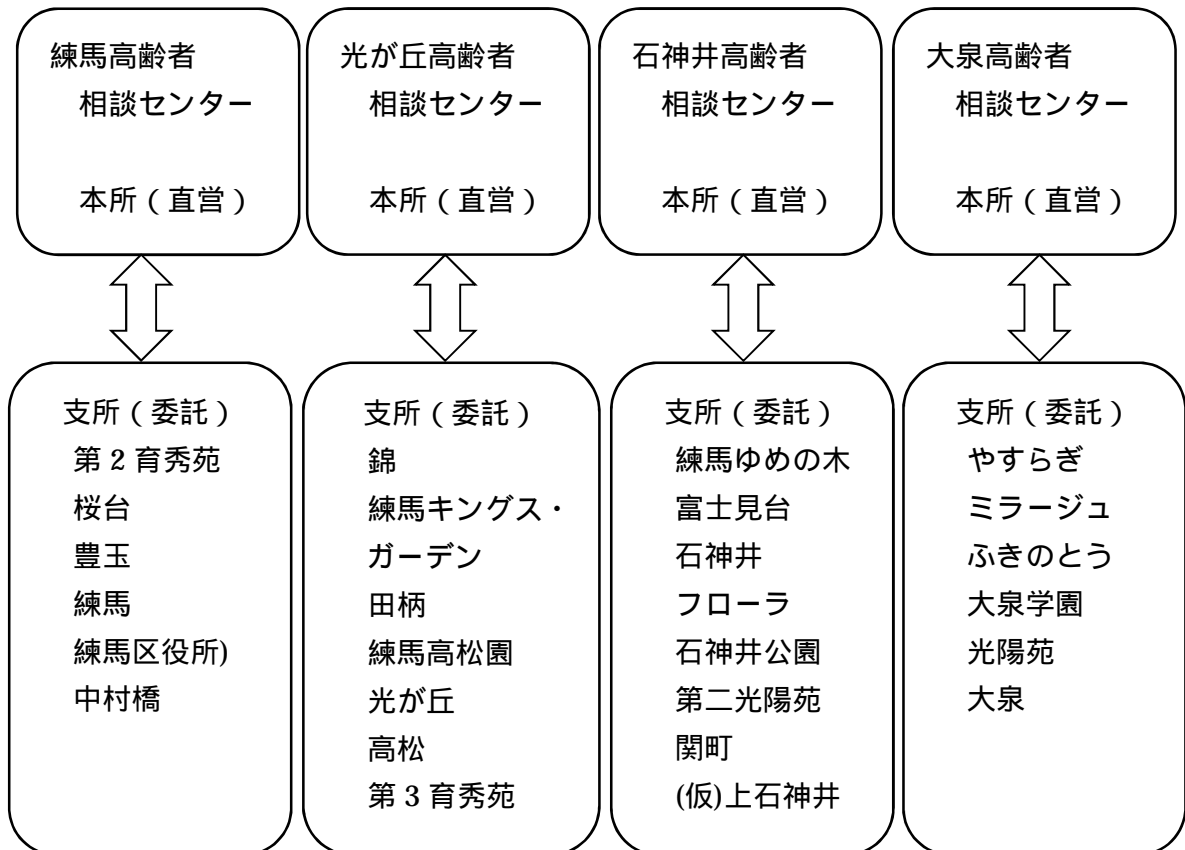
高齢者相談センター運営体制について

イメージ図

現行 第 5 期（～平成 26 年度）

【本所の業務】

- 支所の後方支援および指導・調整
- 困難事例等に係る支所・介護支援専門員への指導・助言
- 高齢者の権利擁護・虐待対応（措置・成年後見制度区長申立て等を含む）
- 要支援者介護予防ケアマネジメント



【支所の業務】

- 総合相談支援
- 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント
- 介護支援専門員への指導・助言
- 地域ネットワークの構築
- 介護予防事業
- その他、各種サービスの受付業務等

見直し後 第6期（平成27年度～）

【(仮)高齢者支援系の業務】

高齢者の権利擁護・虐待対応など行政専管事項により行う支援

【本所（委託）の業務】

- 支所の後方支援および指導・調整
- 困難事例等に係る支所・介護支援専門員への指導・助言
- 高齢者権利擁護・虐待対応（相談・初期対応）
- 要支援者介護予防ケアマネジメント
- 在宅医療・介護連携の推進【新規】
- 認知症施策の推進【新規】
- 地域ケア会議の推進【新規】
- 生活支援・介護予防の推進【新規】

【本所（直営）の業務】

現行の業務に加えて、機能強化に向けた新規業務

